

コンタクトレンズ検査料について

コンタクトレンズの装用を目的とした診療に係る点数は下記の通りです。

初診料	291点
外来診療料	76点
コンタクトレンズ検査料1	200点

※ 過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、外来診療料を算定します。

また、厚生労働省が定める疾病等によっては、上記のコンタクトレンズ検査料ではなく、眼科学的検査料で算定する場合があります。

診療医師名：村田 晃彦

眼科診療経験：28年（2025年4月現在）

上記についてご不明な点はお相談ください。



地方独立行政法人

下関市立市民病院

SHIMONOSEKI CITY HOSPITAL